

資格ガイドライン・規程

観光実務士

一般財団法人全国大学実務教育協会

資格ガイドライン

A	本協会の資格改革の考え方編	1
B	教育課程編成のしかた編	5
	「観光実務士」資格教育課程編成	5
C	資格到達目標達成度評価制度の運用編	13

資格認定規程

観光実務士資格認定規程	29
-------------	----

資格のガイドライン（**A** 本協会の資格改革の考え方編）

1. 本ガイドラインの概要

このガイドラインは、本協会の資格改革の基本的な考え方に基づいて、当該大学が資格認定を受けようとする場合はむろんのこと、現行の場合も該当するものとして、それぞれについて記載している。したがって、ガイドラインは「A. 本協会の資格改革の考え方」、「B. 資格ごとの教育課程編成のしかた」、「C. 資格到達目標達成度評価制度の運用」、この3つの構成からなっている。

はじめに、本協会の資格改革の経緯について、その概要を述べると、「実社会の変化に対応する実務教育・キャリア教育に係る認定事業を推進し、その質保証をはかる」ため、会員校のご協力のもと、2013年度から中長期的な視点をもって資格改革の取り組みを始めた。第一弾「資格教育課程の見直しと到達目標の明確化」、第二弾「実践キャリア実務士教育課程から始める到達目標達成度評価制度による質保証方法導入の試行検討」、第三弾「全資格の到達目標を達成する教育課程編成と学修成果の可視化の整備」に段階的に取り組みを続け、2023年度までに外形的整備を終える予定とした。それ以降は、第四弾「大学と実社会をつなぐ全資格について、継続的な内容充実化と質保証の実質化」として、長期間の実現を見通している。

この段階的な取り組みは、現在、下記②まで進んでいる。

①資格到達目標のもと資格教育課程編成、または再編に取り組むこと。（2013年度から開始）

②資格到達目標達成度評価制度の整備をする。（2016年度から開始）

この評価制度は、資格教育課程評価の学修成果を、大学教育の単位修得結果と学生自己評価を一連の評価制度として行うもの。この学生自己評価は、協会標準型（※¹）または当該大学が独自に開発した大学独自型（事前提出）のものとし、いずれもルーブリック（※²）を活用する到達目標達成度評価表（※³）で行うこと。（2023年度までに整備予定）

③資格の内容充実化と質保証の実質化を実現する資格改革は、これからも長期的、継続的に取り組むことにする。（2040年度を目途に）

（※¹）協会標準型の到達目標達成度評価表は、ガイドライン C の「資格教育課程履修の学生配布用資料」として添付の到達目標達成度評価表を参照のこと。

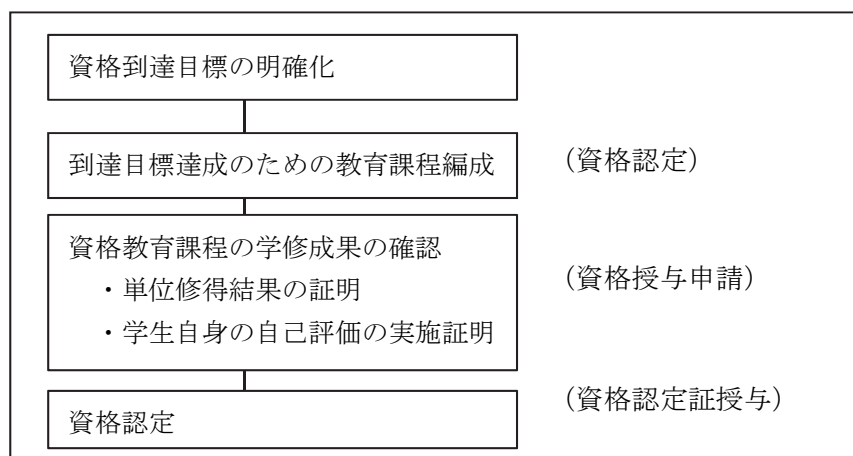
（※²）ルーブリック（rubric）とは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標である。（中教審大学教育部会 2011年12月9日 説明資料より）

（※³）到達目標達成度評価表およびその運用については、資格ガイドライン「C. 資格到達目標達成度評価制度の運用編」を参照のこと。

2. 資格到達目標達成度評価制度の基本的考え方

本協会の資格認定を受けるにあたって、各大学および短期大学（以下、「大学」と称する）は、協会が定める到達目標とそれを実現する教育課程編成方針に沿って、まず到達目標（開発能力を明示）および具体的な学修目標を策定し、それらを達成する教育課程を編成する必要がある。そして資格授与申請には、この教育課程で学んだ学生各位の学修成果を単位修得結果で証明することに加えて、この教育課程を所定の到達目標達成度評価表で「学生自己評価」を実施すること、この両方を求める。この一連の取り組みを「資格到達目標達成度評価制度」と称し、この制度の導入によって、協会資格の有用性を可視化できると考えている。とりわけ学生自己評価による学修体験が自身の学修継続力を高める一助になり、また当該大学の教育と実社会をつなぐ教育課程の特色を一層鮮明にできると捉えている。

資格到達目標達成度評価制度と協会資格



(1) 協会が示す「到達目標」はどのように策定しているのか

本協会は 1973 年の発足以来、教養教育や専門教育と調和した“実務実践教育”を追求し、大学が担う人材育成に役立つことを目的に活動してきた。その間、就職先、卒業生、教員を対象とする調査研究を実施し、教育目標や教育課程の改善など新たな提案をしてきた。

しかし今、働く現場が常に変化しており、これまでにない新たな問題が起き、複雑な様相を呈している。この予測困難な時代において実務を担うには、汎用的能力や専門領域の知識・スキルの修得にとどまらず、「多様な職業能力の基盤となる課題発見力・創造的解決力と学び続ける力」の修得が重要になっている。そこで 2013 年度から協会資格の資格到達目標を見直して、これまでの人間力を備えた汎用的能力や専門的知識・スキル・態度に加えて、大学教育のベースにおく課題発見力・創造的解決力、学びの継続力（＝総合的実践力）を前面に打ち出す資格到達目標を明確化して、大学と実社会をつなぐ資格教育の実現を目指している。

(2) 協会が示す「資格教育課程の基本的な枠組み」とは

資格教育課程編成の指針となる「資格教育課程の基本的な枠組み」は、次の 3 つの領域からなる。1 つめは「その資格に必要なキャリア・教養を含む基礎的な知識・能力と社会人基礎力」の領域、2 つめは「その資格に必要な知識、スキルを含む実務実践力」の領域、3 つめはどんな働き方になってもその基盤となる「その資格全般に係る課題発見力・創造的解決力と学びの継続力（＝総合的実践力）」の領域である。なかでも、この 3 つめの領域の能力は、大学教育における実現可能な能力として捉え、その教育プログラム開発に重要な意義があると考えている。

資格教育課程の基本的な枠組み

3つ領域	到達目標	開発能力	具体的な学修目標	学修プログラム
領域1 その資格に必要なキャリア・教養を含む基礎的な知識・能力と社会人基礎力の領域	到達目標1	開発能力1	具体的な学修目標	学修プログラムの内容
領域2 その資格に必要な知識、スキルを含む実務実践力の領域	到達目標2	開発能力2	具体的な学修目標	学修プログラムの内容
領域3 その資格全般に係る課題発見力・創造的解決力と学びの継続力(=総合的实践力)の領域	到達目標3	開発能力3	具体的な学修目標	学修プログラムの内容

- ・ 3つの領域と到達目標：3つの領域に対して、各資格教育課程が実現する到達目標を設定している。
- ・ 開発能力：到達目標を達成するために、資格教育課程で開発能力を示している。
- ・ 具体的な学修目標：学生が開発能力を修得するために、達成すべき具体的な学修目標を示している。
- ・ 学修プログラム：授業科目の学修目標を達成するための授業内容、授業方法、授業の組み立てを含むものである。

3. 資格申請業務の簡素化

資格申請時に、2018年度から一括表と称している「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を求めている。なお、既に資格到達目標達成度評価制度を導入している大学においては、一括表に学生の「到達目標達成度評価結果」を求めてきた。この記載方法が、2023年度から一部変更となり、簡素化する。資格改革第三弾「全資格の到達目標を達成する教育課程編成と学修成果の可視化」の整備方針による一部変更である。

具体的には、A欄の大学教育として求める「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」の記載内容は従前通りであるが、B欄の学生自己評価として求める「到達目標達成度評価結果」とその「教員評価」について、その評価方法を一部変え、申請に教員評価の記載を不要とし、教員評価欄をなくして、学生の自己評価のみとした（2023年度申請から義務化）。これまでの制度では教員が評価時期や方法に悩まされるという意見が出ていたので、この変更で少し改善されると思われる。

しかし、この制度の一部変更に伴い、教職員にお願いしたいことは、資格教育課程を学修する学生に、資格授与申請にはルーブリック活用の自己評価表の記入提出が必要であることの事前説明（説明用資料有り）である。

「観光実務士」資格ガイドライン ([B] 資格ごとの教育課程編成のしかた編)

◇観光実務士の教育目標

旅行・ホテル・航空など関連観光業界で活躍するための、観光ビジネスの実務に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実務実践能力を養成する。

1. 「観光実務士」の領域別資格到達目標と教育課程編成方針

(1) 本資格の「3つの領域の資格到達目標」「開発能力」「具体的な学修目標」

本資格の3つの領域ごとの「資格到達目標」ならびに、それらを達成するための「開発能力」「具体的な学修目標」を次に示す。

領域1の 資格到達目標	観光実務の基礎となる“観光とは何か”などについて理解し、観光と社会・人間生活との関わりについて広く学ぶ力を身につけ、主として観光関連業界で働くために必要な基礎能力を修得している。
----------------	---

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
1-1 観光の概念についての理解	観光実務の基礎となる知識を身につける能力	① “観光とは何か”、“観光学とは何か”について理解し、説明できる。 ② 観光ビジネスに関わる諸産業についての基礎的知識をもっている。 ③ 観光の成り立ちや、その歴史について理解している。
1-2 観光と社会や人間生活との関わりについての理解	観光と社会、観光産業と観光者の関係についての知識を理解する能力	④ 観光事業や観光政策・観光行政について理解している。 ⑤ 観光と経済との関係性について理解している。 ⑥ 観光と国際社会との関係性やインバウンド（訪日外国人旅行）について理解している。 ⑦ 観光行動の仕組みや観光者の心理について理解している。 ⑧ 観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する幅広い知識をもち、観光と地域との関係性について理解している。
1-3 観光実務の基本となる汎用的能力とその活用能力	観光実務に必要な基本となる能力および基礎的ビジネス知識の修得とそれを活用する能力	⑨ ビジネスのグローバル化によって生じる異文化社会の概念を理解し、他者と相互理解ができる能力を身につけている。 ⑩ ビジネスで活用できる情報実務の基礎力を学修し、様々な場面でプレゼンテーションができるスキルを身につけている。 ⑪ 良好な対人関係を構築し、自身の成長意欲をもって、多様な業務を協働で取り組む姿勢を身につけている。

領域 2 の 資格到達目標	観光実務に関する専門知識・スキルを修得し、変化する観光ビジネス環境に対応する力を身につけている。
------------------	--

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
2-1 観光ビジネス業界の専門的理解	観光関連ビジネスを理解する能力	⑫交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント（娯楽・レジャー）などの諸産業について、フィールド調査または実務体験などを通じて、観光ビジネスの現場で必要な知識・能力・スキルとは何かを理解する力を身につけている。
2-2 観光ビジネスの専門知識・スキルの修得と活用力	観光ビジネスに関する基礎・専門的知識を備え、それを活用する能力	⑬観光関連法規に関する基礎知識を修得している。 ⑭観光統計について理解し、その収集と活用のしかたを身につけている。 ⑮観光マーケティングの基礎知識を修得し、観光情報の発信・受信・媒体について理解している。 ⑯観光事業・観光産業に関する基礎知識を修得し、事例研究の学修に取り組むことができる。
2-3 観光ビジネス実務力の理解と活用	観光ビジネスに必要なマネジメント手法を理解し、それを活用する能力	⑰デスティネーション（旅行目的地）に関わる諸課題に取り組み、その新たな魅力や改善策を発見し、情報発信ができる能力を身につけている。 ⑱顧客対応やサービス創造などの課題について考え、実践し、振り返ることができる力を身につけている。 ⑲様々なマネジメント手法を理解し、それらを組み立て活用できる力を身につけている。

領域 3 の 資格到達目標	観光ビジネスの専門知識やスキル、大学における幅広い学びの内容を活かす総合的実践力を備え、スペシャリストとして学びを継続する重要性を理解している。
------------------	--

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
3-1 観光実務の総合的実践力	観光ビジネスの現場で必要とされる課題解決力を備え、実践できる能力	⑳専門ゼミナールなどの学修の場で観光に関する課題に自ら創意工夫して取り組み、その結果を他者にわかりやすく伝えることができる。この経験を通して、次への課題を形成することができる。 ㉑観光に関する総合的事例研究や実践研究を通して、自分のもてる力を発揮して仕事に取り組むことができる。これを通じて、様々な職務に適応でき、それを最後までやり抜く力とは何かについて理解することができる。
3-2 実践活動における学びの継続力	観光ビジネスの現場で自己実現を図りつつ学びを継続する能力	㉒総合演習などの学修活動を通して、自己のキャリア形成プランを立案し、それを他者に説明できる力を身につけている。 ㉓スペシャリストを志向するために、社会の変化を感知し、さらに学びを深める方向性を考え、行動に移すことができる。

(2) 必修科目と選択科目の設計

①必修科目

本資格の必修科目は次の3つの領域の資格到達目標を達成する重点科目をそれぞれの領域ごとに領域1は2単位、領域2は4単位、領域3は2単位、合計8単位以上選定して設定する。

領域1 基礎となる知識・スキル基本能力の領域

領域2 専門知識・スキルとその活用力の領域

領域3 総合的実務実践力と学修継続力の領域

観光実務士の資格到達目標を実現するために、具体的な学修目標を視野に入れ、観光実務士として必要な学修内容を全体的に含む科目である。必修科目を履修することで、観光実務士教育課程の中核となる学修成果を達成することができる。

②選択科目

選択科目とは、本資格の具体的な学修目標の達成度を拡充するための科目である。3つの領域から観光実務士の資格到達目標および具体的な学修目標の達成度を高めるように、教育課程を設計することが重要である。なお、各領域を複合させた設計も可能である。

2. 資格教育課程の編成のしかた

資格改革による教育課程編成の大きな変更によって、当該大学は、協会が示す資格到達目標（開発能力で明示）を踏まえていれば、自学の人材育成にそった教育課程を編成することができるようになった。

しかし、当面は簡便法として、資格教育課程の必修科目と選択科目に関して、協会が示す3つの資格到達目標に対応する「開発能力」および「具体的な学修目標」から、自学の授業科目の教育目標にマッチするものをシラバスで確認し、5割以上選択して教育課程を編成する方法をとる。

したがって、簡便な進め方として「資格到達目標・具体的な学修目標とその達成のための教育課程編成表」(※¹)を次の要領で完成させて提出することができる。

⑦申請する資格教育課程表で、3領域を確認しながら授業科目を仮設定する。

⑧各授業科目の単位数、学修目標、目標を達成するための学修プログラムを明記する。

⑨授業科目ごとにA欄から開発能力を選択し、明記する。

⑩選択した開発能力に対応する具体的な学修目標から達成できるものをB欄で確認し、選択して明記する。

⑪資格の到達目標を達成するための重点科目を領域ごとに選択し、資格教育課程の必修科目として●をつけ、その他の科目を選択科目として○をつけておく。

ここで資格教育課程全体を俯瞰し、不備に気づいた場合は修正して授業科目を確定する。

⑦必修・選択科目の単位数が要件を満たしているか確認し、必修単位数と総単位数の合計を明記する。

(※¹)「資格到達目標・具体的な学修目標とその達成のための教育課程編成表」は、記入例の資料参照のこと。

3. 資格到達目標・具体的な学修目標と教育課程編成の例示

(1) 授業科目の例「観光入門」

授業科目の学修目標 観光の成り立ちから現代までの観光に関する基礎知識、観光が果たす役割や地域への影響、観光の重要性についての基礎的知識を身につける。

開発能力：1-1 観光の概念についての理解

対応する資格の具体的な学修目標

- ① “観光とは何か”、“観光学とは何か”について理解し、説明できる。
- ②観光ビジネスに関わる諸産業についての基礎的知識をもっている。
- ③観光の成り立ちや、その歴史について理解している。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・観光の定義と意味 ・観光の歴史とヨーロッパにおける旅 ・日本の旅と風俗 ・観光と地域文化 ・観光の経済効果 ・観光行政と政策 ・観光行動と観光心理 ・観光ビジネス諸産業の役割(交通・宿泊・旅行など) ・観光と地域振興	歴史、文化、経済中心に観光全般の知識を身につけるプログラム

(2) 授業科目の例「観光ビジネス論」

授業科目の学修目標 観光産業（旅行・宿泊・運輸など）の仕組みや基礎的な知識を身につける。

開発能力：2-1 観光ビジネス業界の専門的理解

対応する資格の具体的な学修目標

- ⑫交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント（娯楽・レジャー）などの諸産業について、フィールド調査または実務体験などを通じて、観光ビジネスの現場で必要な知識・能力・スキルとは何かを理解する力を身につけている。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・観光目的地と観光産業の関係性 ・観光産業における市場環境 ・観光産業における組織と運営 ・観光仲介業（旅行業など）に関する知識とホスピタリティ ・宿泊業における知識とホスピタリティ ・交通運輸業の知識とホスピタリティ ・観光関連産業の知識とホスピタリティ	観光産業別の課題をグループ討議や発表を組み合わせ、総合的に理解するプログラム

（３）授業科目の例「観光事業論」

授業科目の学修目標 観光を事業と産業の側面から政策、産業の仕組みを国内外の観光事情を踏まえ説明できる。

開発能力：2-2 観光ビジネスの専門知識・スキルの修得と活用力

2-3 観光ビジネス実務力の理解と活用

対応する資格の具体的な学修目標

⑯観光事業・観光産業に関する基礎知識を修得し、事例研究の学修に取り組むことができる。

⑰デスティネーション（旅行目的地）に関わる諸課題に取り組み、その新たな魅力や改善策を発見し、情報発信ができる能力を身につけている。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・観光事業の概念 ・余暇、レクリエーション、リゾート ・観光事業の構造および特質 ・観光事業の地域経済効果 ・観光産業の概念と特質 ・運輸業、宿泊業、旅行業など ・観光地経営（観光地域づくり法人など）と観光地計画 ・観光と環境 ・地域の観光振興と観光政策 ・観光開発の目的と内容	事例やグループワークを通じて政策や観光事業を多角的に理解し、課題を発見できる能力を身につけるプログラム

（４）授業科目の例「ツーリズム演習」

授業科目の学修目標 観光の諸問題を見つけ出し、解決策を考えることができる。

開発能力： 3-1 観光実務の総合的実践力

対応する資格の具体的な学修目標

- ⑳専門ゼミナールなどの学修の場で観光に関する課題に自ら創意工夫して取り組み、その結果を他者にわかりやすく伝えることができる。
この経験を通して、次への課題を形成することができる。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・ ツーリズム産業におけるマネジメントとマーケティング ・ ツーリズム産業の市場特性 ・ おもてなしやホスピタリティ精神の価値 ・ ホスピタリティと労働生産性との関係 ・ アクティブラーニングを通じて考える力 ・ プレゼンテーション力 ・ ディスカッションなどにおける主体性・積極性 ・ 現場訪問を通じた課題発見・課題解決	企業訪問等のフィールドワーク、グループワーク、プレゼンテーションを組み合わせたプログラム

観光実務士の資格到達目標・具体的な学修目標とその達成のための教育課程編成表

記入事例

◇本資格の教育目標				大学名		申請する教育課程の実施予定年度	
旅行・ホテル・航空など関連観光業界で活躍するための、観光ビジネスの実務に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実務実践能力を養成する。				資格教育課程責任者 所属・役職名・氏名		使用する到達目標達成度評価表の種類	
				連絡責任者 所属・役職名・氏名		□ 本協会が定める到達目標達成度評価表（協会標準型） □ 大学独自の評価方法（大学独自型）	

※下記の該当箇所□に○を付してください。

本資格の到達目標・開発能力・具体的な学修目標一覧

到達目標	開発能力 (A)	具体的な学修目標 (B)
領域 1	1-1 観光の概念について理解している。	①“観光とは何か”について理解し、説明できる。
	1-2 観光と観光客の関わりについて理解している。	②観光ビジネスに関わる諸産業についての基礎的知識をもっている。
	1-3 観光客の行動について理解している。	③観光の成り立ちや、その歴史について理解している。
	1-4 観光客のニーズについて理解している。	④観光客のニーズや観光客の行動について理解している。
領域 2	2-1 観光客の行動について理解している。	⑤観光と観光客の関わりについて理解している。
	2-2 観光客の行動について理解している。	⑥観光と観光客の関わりについて理解している。
	2-3 観光客の行動について理解している。	⑦観光客の行動について理解している。
	2-4 観光客の行動について理解している。	⑧観光客の行動について理解している。
領域 3	3-1 観光客の行動について理解している。	⑨観光客の行動について理解している。
	3-2 観光客の行動について理解している。	⑩観光客の行動について理解している。
	3-3 観光客の行動について理解している。	⑪観光客の行動について理解している。
	3-4 観光客の行動について理解している。	⑫観光客の行動について理解している。

申請する教育課程

授業科目名	資格 必修 選択	開発能力 (A)から 選択	学修目標 (B)から 選択	単位数	申請する授業科目の学修目標	学修目標を達成するための 学修プログラム
領域 1	●	1-1	①②③	2	観光の成り立ちから現代までの観光に関する基礎知識、観光が果たす役割や地域への影響、観光の重要性について基礎的知識を身につける。	歴史、文化、経済中心に観光全般の知識を身につけるプログラム
	○	1-2	④⑤⑥	2	国際観光を観光政策、経済、国際社会などから多面的に捉えた説明ができる。	国際観光を構造的に捉え、その意義や影響を理解するプログラム
	○	1-3	⑦⑧⑨	2	ホスピタリティの語源および歴史的背景や日本のホスピタリティを説明できる。	小グループによるグループ討議などを通じてホスピタリティの本質を身につけるプログラム
	○	1-3	⑩⑪	2	ビジネスとは何か、さらに仕事(キャリア)のビジョンを言語化、文章化できる能力を身につける。	グループワークやワークシートを活用し、プレゼンテーション能力を身につけるプログラム
領域 2	●	2-1	⑫⑬	2	観光産業(旅行・宿泊・運輸など)の仕組みや基礎的な知識を身につける。	観光産業別の課題をグループ討議や発表を組み合わせて総合的に理解するプログラム
	●	2-2	⑭⑮⑯	2	観光を事業と産業の側面から政策、産業の仕組みを国内外の観光事情を踏まえ説明できる。	事例やグループワークを通じて政策や観光事業を多角的に理解し、課題を発見できる能力を身につけるプログラム
	○	2-2	⑰⑱	2	観光事業のマーケティングおよび購買行動、差別化、組織運営に関する知識を身につける。	グループワークを通じて観光のマーケティングとマネジメントの両面における課題を抽出し、解決するプログラム
	○	2-3	⑲⑳㉑	2	観光と環境の関係を理解し、持続可能なツーリズムとは何かを説明できる。	エコリズムの事例をもとに、グループワークとプレゼンテーションを組み合わせたプログラム
領域 3	○	2-3	㉒㉓	2	宿泊の歴史や法律、組織、運営方式などが説明できる。	グループワークや映像などを組み合わせ、現状を理解するだけでなく、課題を見つけて解決するプログラム
	○	2-3	㉔㉕	2	航空の歴史、世界の動き、事業の課題等が説明できる。	航空会社の戦略、空港の進化、航空業の課題などを総合的に学習するプログラム
	●	3-1	㉖㉗	2	観光の諸問題を見つけて出し、解決策を考えることができる。	企業訪問などのフィールドワーク、グループワーク、プレゼンテーションを組み合わせたプログラム
	○	3-2	㉘㉙	2	観光の学びの成果を、観光行政、観光産業などの実務体験を通じて実践できる。	事前学習から観光行政、宿泊業、航空業、旅行業などの実務研修を組み合わせたプログラム

必修単位数	領域 1	(2) 単位	領域 2	(2) 単位	領域 3	(2) 単位	総修得単位数	(24) 単位
-------	------	--------	------	--------	------	--------	--------	---------

記入の方法

- ・授業科目ごとに、開発能力を (A) 欄から選択し、開発能力に対応する具体的な学修目標から達成できるものを (B) 欄から選択する。それぞれの番号を教育課程の所定の欄に明記する。
- ・資格必修・選択の欄は、資格の到達目標を達成するための重点科目を領域ごとに選択し、資格教育課程の必修科目として●を明記し、その他の科目を選択科目として○を明記する。なお、必修科目を、選択必修科目とする場合には▲を明記する。

資格のガイドライン ([C] 資格到達目標達成度評価制度の運用編)

1. 資格到達目標達成度評価制度とは

現在、高等教育機関における学修成果の質保証が求められている。同様に、本協会に対しても、資格の質保証、社会的通用性の保証が求められている。この動きが加速することを予想して、本協会は全ての資格の改革に 2013 年から計画的に取り組んできた。まず資格到達目標の設定、それを達成する資格教育課程の再編を進めてきた。また同時に、ルーブリックを活用する資格教育課程全体の学修成果を確認する方法として、「到達目標達成度評価表」(協会標準型)を提案し、学生の自己評価を加える資格の質保証を推進してきた。

この資格到達目標に基づく教育課程の学修成果の評価として、大学の単位認定による評価に加えて学生自己評価を実施し、実務学修の継続力向上へとつなぐこととする。なお、これら一連の評価制度を「資格到達目標達成度評価制度」と称する。

2. 学修の質保証の方法

資格教育課程の質保証には、資格改革において量的データと質的データで総合的に評価することが必要である。本協会では、量的データとしては、大学および短期大学の成績評価をこれにあててきたが、質的データは、ルーブリック(※¹)を活用する到達目標達成度評価表を導入して、資格教育課程全体の学修成果を学生自らが確認できるようにした。この実質化の取り組みを重ねることで、質保証が実現できると考えている。

さて、本協会の資格到達目標達成度評価制度の実現レベルは、資格到達目標を実現化する教育課程編成が整備され、次の「学生自己評価の導入」については、具体には協会が提示する到達目標達成度評価表(協会標準型※²)または当該大学が独自に開発した評価表(大学独自型※³)を活用して行うものとしての取り組みを進めており、実施可能なレベルになっている。つまり評価制度が外形的に整備されてきた段階にあると認識している。

資格改革開始からちょうど 10 年になる 2023 年度から、資格授与申請に際し一括表(※⁴)に資格教育課程の単位認定結果(A)と併せて到達目標達成度評価表の受理(B)に記載の上提出を求めることになる。

そこで、従前に本協会が提案していた学生の自己評価に対する教員評価による確認は省くこととし、当該大学は学生自己評価用の「到達目標達成度評価表(提出用)」を提出することになる。

既に独自の学生自己評価を実施している大学には、同様の一括表による申請により、これまで通りの資格認定証(※⁵)で対応する、また一方で、改組などの個別事情から導入がしばらく遅れる場合には、それに見合った資格認定証で対応することにする。

以上によって、資格を学修する学生の学修成果を担保するとともに、今後も資格の社会的通用性を高めることを会員校と共に目指していきたい。

(※¹) ルーブリック (rubric) とは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標である。(中教審大学教育部会 2011 年 12 月 9 日説明資料より)

(※²) 本協会が提示する「到達目標達成度評価表(提出用)」(協会標準型)は、C.ガイドラインの資料「資格教育課程履修の学生配布資料」に添付している。

この到達目標達成度制度評価表(提出用)の活用法について、ステップ1は「ルーブリックによる教育課程の到達目標達成度評価表」を活用して、開発能力ごとの自己評価を実施する。ステップ2はステップ1のルーブリックによる自己評価結果を、到達目標達成度評価表(提出用)に転記する。ステップ3は転記結果をもとに、到達目標達成度評価表(提出用)で、領域1、領域2、領域3の到達目標達成度の自己評価結果のまとめをする。最後に、資格学修プロセス全体を振り返って、その内容を「全体振り返りと学修課題」の欄に記入することで、「到達目標達成度評価表(提出用)」の記載は終了する。この一連の自己評価学修によって、各学生の学修継続力向上が期待できると考えている。時間をかけて、学生が自己評価能力を養い、自らの能力開発のための学修課題を形成する力を養うことを真の目的としているので、自己評価結果の数値レベルだけによって資格授与認定が左右されないことを理解しておくことである。

(※³) 当該大学が独自に開発した評価表(大学独自型)について、到達目標の学修成果を学生が確認しやすいものであれば、ルーブリック形式およびそれ以外の評価表も可としている。大事な点は自己評価結果の数値化にとどまらず、時間をかけて今後の自分の開発能力と学修課題を形成する力を養うことの気づきである。

(※⁴) 一括表とは、C ガイドラインに「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書」として添付する提出用の資料である。

(※⁵) 資格認定証は、C ガイドラインに「資格認定証」として図示するものである。

3. 「資格到達目標達成度評価制度」の運用

「資格到達目標達成度評価制度」は、当該大学の単位認定による評価に、ルーブリックを活用する資格教育課程の学生自己評価が加わる(※⁶)、一連の評価制度である。そこで学生、大学教職員、協会担当者が趣旨を理解し、共に連携することによって、資格到達目標達成度評価制度の効率のよい運用が確立していくと期待している。

(※⁶) 学生自己評価の運用については、C ガイドラインに「資格教育課程履修の学生配布用資料」として添付する。

次に運用の基本ポイントをステップ順に掲げておく。

＜ステップ1＞ 資格到達目標達成度評価制度実施の事前準備

- ・認可済の資格到達目標を達成する「教育課程編成表」の確認をする。
- ・資格授与認定について、資格認定の申請年度からさかのぼって単位認定を行いたい場合は、従前から認めているので、学生に明示して運用する。
- ・学生自己評価のための「ループリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」と「到達目標達成度評価表（提出用）」の整備をする。なお、協会標準型以外の大学独自型のものの使用を可とする。ただし協会へ評価表を提出する。
- ・教職員による資格履修学生へのガイダンスを行う。（資格教育課程編成表の提示・到達目標達成度評価表の配布・到達目標達成度評価表の提出スケジュール確認）

＜ステップ2＞ 履修確認と事前提出

- ・「（見込）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を協会へ提出する。
- ・学生へ「到達目標達成度評価表（提出用）」による自己評価実施と提出締切り日を通知する。（到達目標達成度評価表の再配布可）

＜ステップ3＞ 「大学単位修得と評価表」の提出

- ・「（確定）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を協会へ提出する。（一括表(A)(B)欄記入済）
- ・「到達目標達成度評価表（提出用）」を協会へ提出する。

＜ステップ4＞ 資格の認定

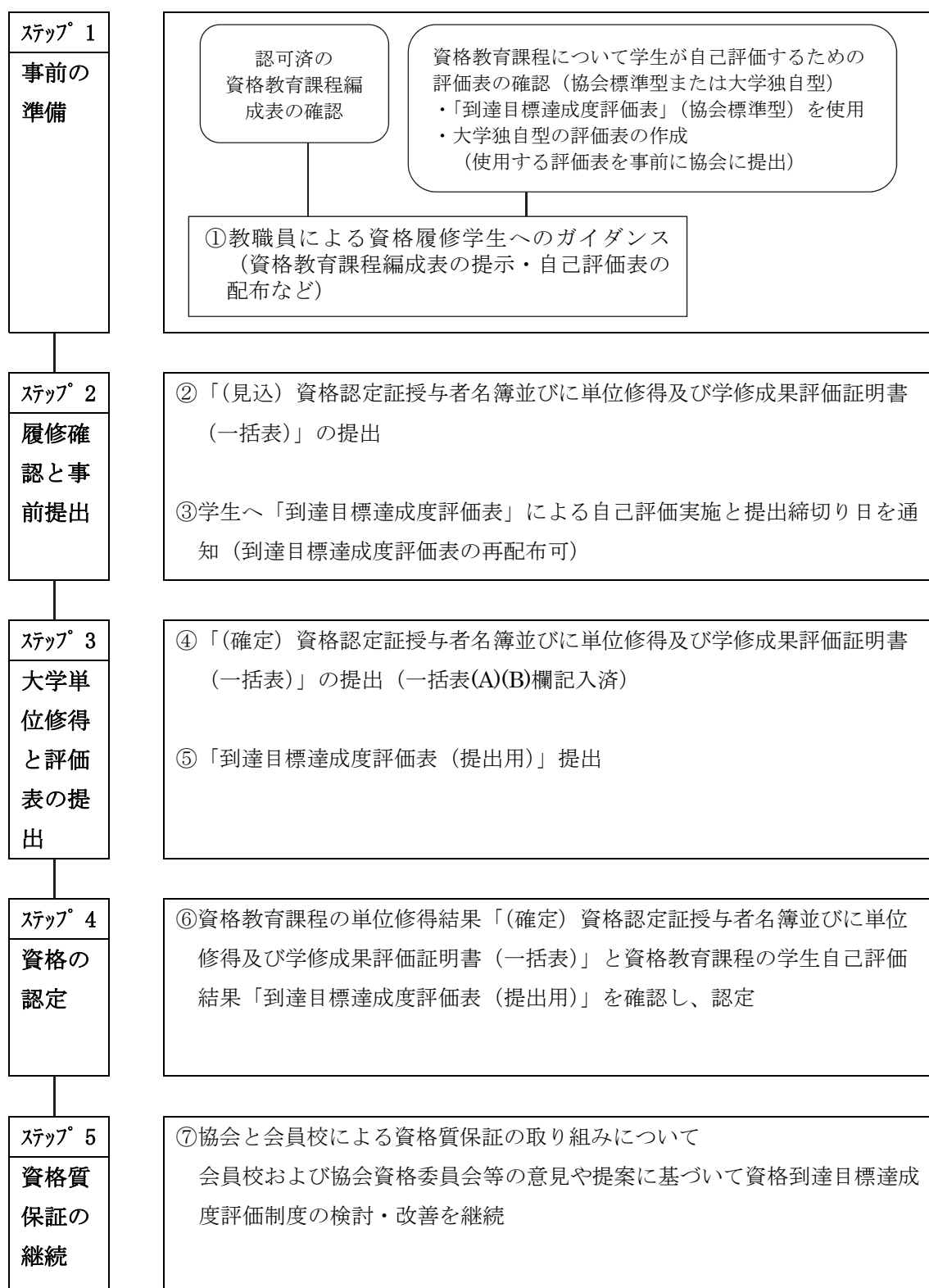
- ・「（確定）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（提出用）」を確認し、認定する。

＜ステップ5＞ 資格質保証の継続

- ・会員校間や協会資格関係委員会から出される意見・提案をまとめ、資格到達目標達成度評価制度の運用検討や改善を行い、会員校へ提案を継続する。

「資格到達目標達成度評価制度」運用について、流れ図として次に示す。

「資格到達目標達成度評価制度」運用の流れ図



大学名

(見込) or (確定) 「観光実務士」 資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書 (一括表)

※授業科目名については記載不要です
※ (A) と (B) は必ず記載して下さい

資格到達目標達成度評価制度を
□導入している

(A) 大学の教育評価の欄													
No.	当初申請年度	氏名	フリガナ	生年月日 (西暦)			領域別必修科目の 単位数			必修科目 総単位数 ①	選択科目 総単位数 ②	総修得 単位数 (①+ ②)	
							領域 1	領域 2	領域 3				
1									0		0		
2									0		0		
3									0		0		
4									0		0		
5									0		0		
6									0		0		
7									0		0		
8									0		0		
9									0		0		
10									0		0		
11									0		0		
12									0		0		
13									0		0		
14									0		0		
15									0		0		

(注1) 漢字表記は原則「J I S 第1、第2水準」です。

(注2) 大学名・氏名は間違えないよう、記入ください。

(注3) 資格ごとにシートを分けて、1つのExcelファイルにしてください。

※本一括表に記載された一切の個人情報 は本協会が厳正に管理し、資格認定証授与にのみ使用します。



「観光実務士」の 到達目標達成度評価

観光実務士認定証

CERTIFIED BUSINESS TOURISM COORDINATOR

山 田 太 郎

20△△年1月1日生

あなたは 000 大学において
本協会が認定した観光実務士の教育課程を履修し
資格到達目標を達成されましたので本協会定款第6条により
観光実務士の資格を授与いたします

20△△年3月31日

一般財団法人全国大学実務教育協会



会 長 森 脇 道 子

東京都千代田区九段南四丁目2番12号

●資格到達目標1 〈観光実務の基礎となる“観光とは何か”などについて理解し、観光と社会・人間生活との関わりについて広く学ぶ力を身につけ、主として観光関連業界で働くために必要な基礎能力を修得している〉

〈開発能力〉

- ・観光実務の基礎となる知識を身につける能力
- ・観光と社会、観光産業と観光者の関係についての知識を理解する能力
- ・観光実務に必要な基本となる能力および基礎的ビジネス知識の修得とそれを活用する能力

●資格到達目標2 〈観光実務に関する専門知識・スキルを修得し、変化する観光ビジネス環境に対応する力を身につけている〉

〈開発能力〉

- ・観光関連ビジネスを理解する能力
- ・観光ビジネスに関する基礎・専門的知識を備え、それを活用する能力
- ・観光ビジネスに必要なマネジメント手法を理解し、それを活用する能力

●資格到達目標3 〈観光ビジネスの専門知識やスキル、大学における幅広い学びの内容を活かす総合的実践力を備え、スペシャリストとしての学びを継続する重要性を理解している〉

〈開発能力〉

- ・観光ビジネスの現場で必要とされる課題解決力を備え、実践できる能力
- ・観光ビジネスの現場で自己実現を図りつつ学びを継続する能力

上記の資格到達目標を全て達成したことを証明する。

〇〇〇〇大学 学長

一般財団法人全国大学実務教育協会 会長

資格教育課程履修の
学生みなさんへ

「到達目標達成度評価表」の提出要領

1. 「到達目標達成度評価表」の提出について

本資格の授与認定の条件として、大学から本協会に対して「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（※¹）（提出用）」の提出が必要です。この到達目標達成度評価表の提出を円滑に行うために、履修のスタートと履修終了の時期に、この資料に目を通して対応してください。

（※¹）以下に示す「到達目標達成度評価表」は協作成のものであるが、大学独自に作成する評価表も可としているので、それを使用する場合は各大学の説明に従ってください。

（1）ループリック（※²）を活用する「到達目標達成度評価表」とは

到達目標達成度評価表は、協会資格教育課程の受講結果を、資格の到達目標達成度によって総合的に自己評価するためのものです。この到達目標達成度評価表の活用によって、個別の到達目標（開発能力）をどれだけ達成できたのかを確認し、次にこの資格到達目標の総合的達成度を表示し、最後に達成度をさらに高めるためにはどのような課題があるのかを見つけ、これを今後の自己学修の目標とする。この一連の自己評価学修を可能にする評価表です。

（※²）ループリックとは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標のことです。（中教審大学教育部会 2011 年 12 月 9 日 説明資料より）

（2）ループリックを活用する「到達目標達成度評価表」による自己評価とは

自己評価は、到達目標達成度評価表を活用して行います。その際、自己評価結果の数値（レベル5～レベル1）によって、資格授与認定が左右されることはありません。その理由は、自己評価が時間をかけて自らの能力開発のための学修課題を発見し、自己学修に継続して取り組み、この自己評価能力を養うことを真の目的にしているからです。到達目標達成度評価表の活用による一連の自己評価活動が徐々に自己評価能力を高め、その後の学修継続力となっていくと意識して自己評価に取り組み、その結果をありのまま記述してください。

2. 到達目標達成度評価表の記入方法

（1）学修成果の総合評価のしかた

- ①「到達目標達成度評価表（提出用）」について、領域別到達目標、開発能力、具体的な学修目標の内容確認、および学生自己評価（項目別レベル・領域別レベル）の記入欄の確認をする。
- ②具体的な進め方のステップ1は、「ループリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」を使用する場合は、自分が到達している学修成果レベルを、レベル5～レベ

ル1で自己評価する。なお、開発能力に該当する授業科目や学修プログラムを履修していない場合は空欄にする。

- ③ステップ2は、ステップ1で行った自己評価結果を「到達目標達成度評価表（提出用）」の該当欄に転記する。その際も、開発能力の項目を全て満たしていなくてもよいので、該当する項目を確認して転記する。
- ④最後のステップ3は、転記結果をもとに、領域1～領域3の到達目標ごとの自己評価達成度をまとめ、総合評価欄の該当レベルに○を記入する。その際、開発能力の評価レベルの平均を出して記載するのではなく、あくまで領域別の到達目標をじっくり確認し、総合的な達成度レベルを決めて記載すること。

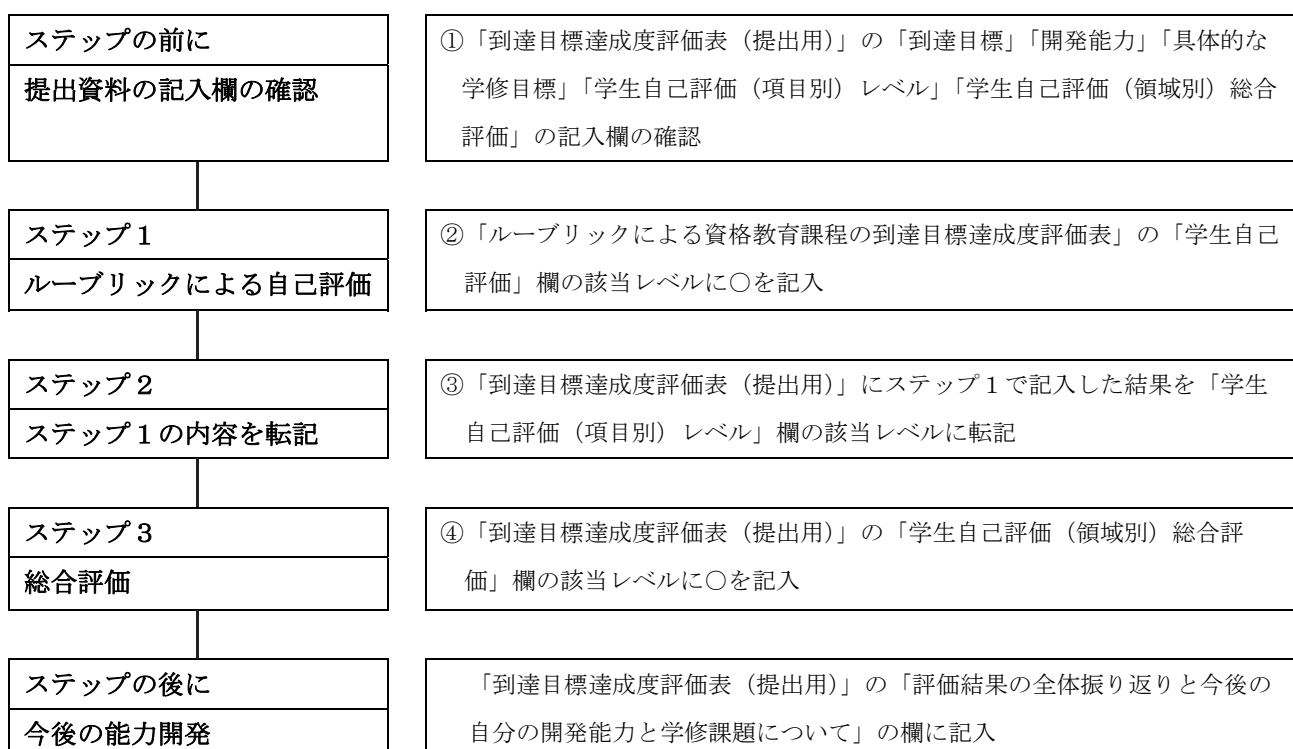
（２）今後の能力開発

- ①学修成果の自己評価プロセス全体を振り返ってその内容を「到達目標達成度評価表（提出用）」の「評価結果の全体振り返りと今後の自分の開発能力と学修課題について」の欄に記入する。
- ②「到達目標達成度評価表（提出用）」の記入が終了したら、控をとって（義務化ではない）、大学の所定の提出先に締め切り日までに提出すること。大学がこの「到達目標達成度評価表（提出用）」の受理の確認の記載を含めた「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（提出用）」を併せて本協会へ提出をし、最終資格認定を行う。

添付資料 A ルーブリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表

添付資料 B 到達目標達成度評価表（提出用）

到達目標達成度評価表（提出用）の記入方法の流れ図



「ルーブリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」
【観光実務士】教育課程 到達目標達成度評価表

添付資料 A

領域 1

資格到達目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル 5 (90 点以上)	レベル 4 (80～89 点)	レベル 3 (70～79 点)	レベル 2 (60～69 点)	学生自己評価
1-1 観光の概念についての理解		① “観光とは何か”、“観光学とは何か”について理解し、説明できる。	・現代社会における観光を考察する視点に基づき、観光学の果たす役割を考察できる。	・現代社会における観光の意味を説明し、観光学の果たす役割を指摘できる。	・観光の語源・意味と観光学の特徴を説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光の語源・意味と観光学とは何かについて概要を説明できる。	5・4・3・2・1
		② 観光ビジネスに関連する諸産業の関連性と、諸産業の課題について説明できる。	・観光ビジネスに関連する諸産業の関連性と、諸産業の課題について説明できる。	・観光ビジネスに関連する諸産業の役割・機能について説明できる。	・観光ビジネスに関連する諸産業の内容について詳しく説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光ビジネスに関連する諸産業の概要について説明できる。	5・4・3・2・1
		③ 観光の成り立ちや、その歴史について理解している。	・観光の成り立ちと歴史について、その変遷と社会的背景をもとに説明し、今後の観光の方向性を考察できる。	・観光の成り立ちと歴史について、その変遷と社会的背景をもとに説明できる。	・観光の成り立ちと歴史について詳しく説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光の成り立ちと歴史について説明できる。	5・4・3・2・1
1-2 観光と社会や人間生活との関わりについての理解		④ 観光事業や観光政策・観光行政について理解している。	・観光事業、観光政策・観光行政について基本的な事項とともに、観光政策・行政が社会に与える影響、今後の課題を考察できる。	・観光事業、観光政策・観光行政について基本的な事項とともに、観光政策・行政が社会に与える影響を説明できる。	・観光事業の意味、観光政策と観光行政の違いについて基本的な事項を説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光事業の意味、観光政策と観光行政の違いについて基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1
		⑤ 観光と経済との関係性について理解している。	・観光と経済との関係性の基本的な事項をもとに観光の経済効果の現状を説明し、今後の方向性を考察できる。	・観光と経済との関係性の基本的な事項をもとに観光の経済効果の現状を説明できる。	・観光と経済との関係性について、基本的な事項を説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光と経済との関係性について、基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1
		⑥ 観光と国際社会との関係性やインバウンド（訪日外国人旅行）について理解している。	・観光が国際社会にもたらす効果と、インバウンド（訪日外国人旅行）の可能性と課題、今後の国際情勢における観光のあり方を考察できる。	・観光が国際社会にもたらす効果と、インバウンド（訪日外国人旅行）の可能性と課題を説明できる。	・観光と国際社会との関係性やインバウンド（訪日外国人旅行）について基本的な事項を説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光と国際社会との関係性やインバウンド（訪日外国人旅行）について基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1

資格到達目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル5 (90点以上)	レベル4 (80～89点)	レベル3 (70～79点)	レベル2 (60～69点)	学生自己評価
観光実務の基礎となる“観光関連業界で働く”などの必要ない基礎能力を修得している。	1-2 観光と社会生活との関わりについての理解	⑦観光行動の仕組みや観光者の心理について理解している。	観光行動の仕組みと観光者の心理の関係を説明し、あるべき姿を考察できる。	観光行動の仕組みと観光者の心理の関係を説明できる。	観光行動の定義・仕組みや観光者の心理について基本的な事項を説明できる。	教科書などを参照しながら、観光行動の定義・仕組みや観光者の心理について基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1
	1-3 観光実務の基本的な汎用的な能力	⑧観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する幅広い知識、観光と地域との関係性を持ち、観光と地域との関係性について理解している。	観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する幅広い知識、観光と地域との関係性をもとに地域再生・地域創生を説明し、今後の観光と地域のあり方を考察できる。	観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する知識、観光と地域との関係性について基本的な事項を説明できる。	観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する知識、観光と地域との関係性について基本的な事項を説明できる。	教科書などを参照しながら、観光対象（自然・文化・生活）・観光資源・観光施設に関する知識、観光と地域との関係性について基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1
1-3 観光実務の基本的な汎用的な能力	1-3 観光実務の基本的な汎用的な能力	⑨ビジネスのグローバル化によって生じる異文化社会の概念を理解し、他者との相互理解ができる能力を身につけている。	ビジネスのグローバル化の中で異文化を理解するための基本原則を具体的な事例に適用し、他者との相互理解における基本事項を実践でき、相互理解における課題を説明できる。	ビジネスのグローバル化の中で異文化を理解するための基本原則を具体的な事例をもとに説明でき、他者との相互理解における基本事項を実践できる。	ビジネスのグローバル化の中で異文化社会を理解するための基本原則と他者との相互理解における基本事項を説明できる。	教科書などを参照しながら、ビジネスのグローバル化の中で異文化社会を理解するための基本原則を説明でき、他者との相互理解における基本事項に気づくことができる。	5・4・3・2・1
	1-3 観光実務の基本的な汎用的な能力	⑩ビジネスで活用できる情報実務の基礎的な能力を学修し、様々な場面でプレゼンテーションができるスキルを身につけている。	ビジネスで活用できる情報実務の基礎力を活用して、実践的なプレゼンテーションを実施でき、他者のプレゼンテーションに対して適切な評価ができる。	ビジネスで活用できる情報実務の基礎力を活用して、実践的なプレゼンテーションを実施できる。	ビジネスで活用できる情報実務の基礎力を活用して、基本的なプレゼンテーションを実施できる。	教科書や参考書などを参照しながら、情報実務の基礎力を活用して、基本的なプレゼンテーションを実施できる。	5・4・3・2・1
		⑪良好な対人関係を構築し、自身の成長意欲をもって、多様な業務を協働で取り組む姿勢を身につけている。	良好な対人関係を構築することができ、自分の行動を振り返って自己成長のための課題に対する対策を明確にし、チーム活動でリーダーシップをとることができる。	良好な対人関係を構築することができ、自分の行動を振り返って自己成長のための課題を明確にし、チーム活動に主体的に参加することができる。	良好な対人関係を構築する努力をし、自分の行動を振り返って自己成長する重要性を理解し、チーム活動に参加することができる。	良好な対人関係と自己成長の意欲の必要性を理解し、チーム活動に参加することができる。	5・4・3・2・1

領域2

資格 到達 目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル5 (90 点以上)	レベル4 (80～89 点)	レベル3 (70～79 点)	レベル2 (60～69 点)	学生自己 評価
観る。光実務に関する専門知識・スキルを修得し、変化する観光ビジネス環境に対応する力を身につけてい	2-1 観光ビジネス業界の専門的理解	⑫交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント(娯楽・レジャー)などの諸産業については、フィールド調査または実務体験などを通じて、観光ビジネスの現場で必要な知識・能力・スキルとは何かを理解する力を身につけている。	・フィールド調査や実務体験を通じて、交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント(娯楽・レジャー)などの諸産業で必要な知識・能力・スキルを理解し、自分に足りないものを獲得する方策を明確にできる。	・フィールド調査や実務体験を通じて、交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント(娯楽・レジャー)などの諸産業で必要な知識・能力・スキルを説明でき、自分に足りないものを明確にできる。	・フィールド調査や実務体験などを通じて、交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント(娯楽・レジャー)などの諸産業で必要な知識・能力・スキルを説明できる。	・フィールド調査や実務体験などを通じて、交通・運輸、宿泊、旅行、エンターテインメント(娯楽・レジャー)などの諸産業で必要な知識・能力・スキルを考えることができる。	5・4・3・2・1
	2-2 観光ビジネスの専門知識・スキルの修得と活用能力	⑬観光統計について理解し、その収集と活用のしかたを身につけている。	・観光統計について実践的な観点から説明でき、統計を収集・活用して幅広い視点から実践的なレポートを作成できる。	・観光統計について説明でき、統計を収集・活用して基礎的なレポートを作成できる。	・基礎的な観光統計について説明でき、その収集・活用のしかたを説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光関連法規に関する概要と基礎知識を理解できる。	5・4・3・2・1
		⑭観光マーケティングの基礎知識を修得し、観光情報の発信・受信・媒体について理解している。	・観光マーケティング活動の展開や、観光情報の発信・受信・媒体の知識について実例をもとに具体的に説明し、実践上の課題を明確にできる。	・観光マーケティング活動の内容や、観光情報の発信・受信・媒体の知識について実例をもとに具体的に説明できる。	・観光マーケティングの対象や、観光情報の発信・受信・媒体の基礎知識を説明できる。	・教科書などを参照しながら、観光マーケティングの意味や、観光情報の発信・受信・媒体の基礎知識を説明できる。	5・4・3・2・1
		⑮観光事業・観光産業に関する基礎知識を修得し、事例研究の学修に取り組むことができる。	・観光事業・観光産業に関する基礎知識について実例をもとに具体的に説明し、実践的な事例研究の課題に解答できる。	・観光事業・観光産業に関する全般的な基礎知識について具体的に説明し、実践的な事例研究の課題に解答できる。	・観光事業・観光産業の特徴などに関する基礎知識を説明し、簡単な事例研究の課題に解答できる。	・教科書などを参照しながら、観光事業・観光産業の定義・種別などに関する基礎知識を説明できる。	5・4・3・2・1

	開発能力	具体的な学修目標	レベル5 (90点以上)	レベル4 (80～89点)	レベル3 (70～79点)	レベル2 (60～69点)	学生自己評価
2-3 観光ビジネス実務力の理解と活用		①7 デスティネーション（旅行目的地）に関わる諸課題に取り組み、その新たな魅力や改善策を発見し、情報発信ができる能力を身につけている。	・観光地域づくり法人などデスティネーション（旅行目的地）に関わる新たな課題を自ら発見し、その課題に取り組み、多様な視点から考察して改善策を作成し、実践的な情報発信についてのレポートを作成できる。	・観光地域づくり法人などデスティネーション（旅行目的地）に関わる新たな課題を自ら発見し、その課題に取り組み、改善策と情報発信についてのレポートを作成できる。	・デスティネーション（旅行目的地）に関わる諸課題に取り組み、改善策についてのレポートを作成できる。	・教員の指導のもとで、デスティネーション（旅行目的地）に関わる諸課題に取り組み、改善策についてのレポートを作成できる。	5・4・3・2・1
		①8 顧客対応やサービス創造などの課題について考え、実践し、振り返ることができ、力を身につけている。	・顧客対応やサービス創造などについての課題を明確にし、課題解決活動を実践し、活動の経過を振り返り、考察した結果をレポートにまとめることができる。	・顧客対応やサービス創造などについての課題を明確にし、課題解決活動を実践することができる。	・顧客対応やサービス創造などの課題について課題解決のレポートを作成できる。	・教員の指導のもとで、顧客対応やサービス創造などの実状や課題についてレポートを作成できる。	5・4・3・2・1
		①9 様々なマネジメント手法を理解し、それらを組み立て活用できる力を身につけている。	・多種類のマネジメント手法を説明し、それらを組み合わせ、実践的な課題解決に最適な解答をレポートにまとめることができる。	・4～5種類のマネジメント手法を説明し、それらを活用する実践的な課題レポートを作成できる。	・2～3種類のマネジメント手法を説明し、それらを活用する基礎的な課題レポートを作成できる。	・教科書などを参照して、2～3種類のマネジメント手法を説明し、それらを活用する基礎的な課題レポートを作成できる。	5・4・3・2・1

領域3

資格 到達 目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル5（90点以上）	レベル4（80～89点）	レベル3（70～79点）	レベル2（60～69点）	学生自己 評価
②観 光に シ ン ジ ス ト と し て の 事 業 を 継 続 す る 重 要 性 を 理 解 し て い る。	3-1 観光実務 の総合的 実践力	②専門ゼミナールなどの学修 の場で観光に関する課題に 自ら創意工夫して取り組 み、その結果を他者にわか りやすく伝えることができ る。この経験を通して、次 への課題を形成することが できる。	・専門ゼミナールなどの学修の場で観 光に関する課題に創意工夫して取り 組み、創意工夫した成果と課題をレ ポートにまとめて発表できる。	・専門ゼミナールなどの学修の場で観 光に関する課題に創意工夫して取り 組み、その成果をレポートにまとめ て発表できる。	・専門ゼミナールなどの学修の場で観 光に関する課題に創意工夫して取り 組み、その成果をレポートにまとめ て発表できる。	・教員の指導のもとで、専門ゼミナ ールなどの学修の場で観光に関する 課題に取り組み、その成果をレポ ートにまとめて発表できる。	5・4・3・2・1
	3-2 実践活動 における 学びの継 続力	②総合演習などの学修活動を通 して、自己のキャリア形成ブ ランを立案し、それを他者に 説明できる力を身につけてい る。	・総合演習などの学修活動を通して自 分の能力・適性・志向を明確にし、自 分自身の将来計画を社会の変化の視 点から考察し、現実的なキャリア形 成プランを作成し、レポートにまと めることができる。	・総合演習などの学修活動を通して自 己の能力・適性・志向を明確にし、理 実的な自分のキャリア形成プランを 作成し、レポートにまとめることが できる。	・総合演習などの学修活動を通して、自 己のキャリア形成プランを作成し、 レポートにまとめることができる。	・教員の指導のもとで、総合演習など の学修活動を通して、自己のキャリ ア形成プランを作成することがで きる。	5・4・3・2・1
		③スペシャリストを志向する ために、社会の変化を感じ し、さらに学びを深める方 向性を考え、行動に移すこ とができる。	・観光のスペシャリストとしての専門 性を獲得するために、社会の変化を 理解する方法と学びを深めるための 行動とそれを実践するための課題を 具体的に説明できる。	・観光のスペシャリストとしての専門 性を獲得するために、社会の変化を 理解する方法と学びを深めるための 行動を具体的に説明できる。	・観光のスペシャリストとしての専門 性を獲得するために、社会の変化を 理解する方法と学びを深めるための 行動を説明できる。	・教員の指導のもとで、観光のスペシ ヤリストとしての専門性を獲得す るために、社会の変化の方向性を理 解して学びを深める必要性を認識 している。	5・4・3・2・1

◇評価記入上の注意

※¹ 各レベルに付記する数はあくまで大学教育評価に対応する目安。

※² レベル1の記載はないが、レベル2に達しないものをレベル1とみなして評価する。

※³ 「開発能力」「具体的な学修目標」の達成度自己評価を行う際、そのすべてに対応する授業科目（学修プログラム）があり、また履修しているとは限らないので、具体的な学修目標を整理して該当するものについてのみ自己評価し、該当しないものは、自己評価をせずに空欄のままにする。

※⁴ 領域別総合評価は、その領域の開発能力の学修目標達成度の自己評価の記載結果を確認し、それをもとにその領域の学修目標達成度について総合的に評価する。（総合評価の記載は「到達目標達成度評価表（提出用）」に記す）

【観光実務士】教育課程 到達目標達成度評価表（提出用）

資格到達目標	開発能力	具体的な学修目標	学生自己評価 (項目別)レベル	学生自己評価 (領域別)総合評価
必 ¹ く ² 領 ³ 域 ⁴ な ⁵ ぶ ⁶ 理 ⁷ 解 ⁸ 基 ⁹ 礎 ¹⁰ 能 ¹¹ 力 ¹² に ¹³ 観 ¹⁴ 光 ¹⁵ 実 ¹⁶ 務 ¹⁷ 士 ¹⁸ の ¹⁹ 基 ²⁰ 礎 ²¹ と ²² し ²³ て ²⁴ い ²⁵ る ²⁶ 。観 ²⁷ 光 ²⁸ 実 ²⁹ 務 ³⁰ の ³¹ 基 ³² 礎 ³³ と ³⁴ し ³⁵ て ³⁶ い ³⁷ る ³⁸ 。観 ³⁹ 光 ⁴⁰ 実 ⁴¹ 務 ⁴² の ⁴³ 基 ⁴⁴ 礎 ⁴⁵ と ⁴⁶ し ⁴⁷ て ⁴⁸ い ⁴⁹ る ⁵⁰ 。観 ⁵¹ 光 ⁵² 実 ⁵³ 務 ⁵⁴ の ⁵⁵ 基 ⁵⁶ 礎 ⁵⁷ と ⁵⁸ し ⁵⁹ て ⁶⁰ い ⁶¹ る ⁶² 。観 ⁶³ 光 ⁶⁴ 実 ⁶⁵ 務 ⁶⁶ の ⁶⁷ 基 ⁶⁸ 礎 ⁶⁹ と ⁷⁰ し ⁷¹ て ⁷² い ⁷³ る ⁷⁴ 。観 ⁷⁵ 光 ⁷⁶ 実 ⁷⁷ 務 ⁷⁸ の ⁷⁹ 基 ⁸⁰ 礎 ⁸¹ と ⁸² し ⁸³ て ⁸⁴ い ⁸⁵ る ⁸⁶ 。観 ⁸⁷ 光 ⁸⁸ 実 ⁸⁹ 務 ⁹⁰ の ⁹¹ 基 ⁹² 礎 ⁹³ と ⁹⁴ し ⁹⁵ て ⁹⁶ い ⁹⁷ る ⁹⁸ 。観 ⁹⁹ 光 ¹⁰⁰ 実 ¹⁰¹ 務 ¹⁰² の ¹⁰³ 基 ¹⁰⁴ 礎 ¹⁰⁵ と ¹⁰⁶ し ¹⁰⁷ て ¹⁰⁸ い ¹⁰⁹ る ¹¹⁰ 。観 ¹¹¹ 光 ¹¹² 実 ¹¹³ 務 ¹¹⁴ の ¹¹⁵ 基 ¹¹⁶ 礎 ¹¹⁷ と ¹¹⁸ し ¹¹⁹ て ¹²⁰ い ¹²¹ る ¹²² 。観 ¹²³ 光 ¹²⁴ 実 ¹²⁵ 務 ¹²⁶ の ¹²⁷ 基 ¹²⁸ 礎 ¹²⁹ と ¹³⁰ し ¹³¹ て ¹³² い ¹³³ る ¹³⁴ 。観 ¹³⁵ 光 ¹³⁶ 実 ¹³⁷ 務 ¹³⁸ の ¹³⁹ 基 ¹⁴⁰ 礎 ¹⁴¹ と ¹⁴² し ¹⁴³ て ¹⁴⁴ い ¹⁴⁵ る ¹⁴⁶ 。観 ¹⁴⁷ 光 ¹⁴⁸ 実 ¹⁴⁹ 務 ¹⁵⁰ の ¹⁵¹ 基 ¹⁵² 礎 ¹⁵³ と ¹⁵⁴ し ¹⁵⁵ て ¹⁵⁶ い ¹⁵⁷ る ¹⁵⁸ 。観 ¹⁵⁹ 光 ¹⁶⁰ 実 ¹⁶¹ 務 ¹⁶² の ¹⁶³ 基 ¹⁶⁴ 礎 ¹⁶⁵ と ¹⁶⁶ し ¹⁶⁷ て ¹⁶⁸ い ¹⁶⁹ る ¹⁷⁰ 。観 ¹⁷¹ 光 ¹⁷² 実 ¹⁷³ 務 ¹⁷⁴ の ¹⁷⁵ 基 ¹⁷⁶ 礎 ¹⁷⁷ と ¹⁷⁸ し ¹⁷⁹ て ¹⁸⁰ い ¹⁸¹ る ¹⁸² 。観 ¹⁸³ 光 ¹⁸⁴ 実 ¹⁸⁵ 務 ¹⁸⁶ の ¹⁸⁷ 基 ¹⁸⁸ 礎 ¹⁸⁹ と ¹⁹⁰ し ¹⁹¹ て ¹⁹² い ¹⁹³ る ¹⁹⁴ 。観 ¹⁹⁵ 光 ¹⁹⁶ 実 ¹⁹⁷ 務 ¹⁹⁸ の ¹⁹⁹ 基 ²⁰⁰ 礎 ²⁰¹ と ²⁰² し ²⁰³ て ²⁰⁴ い ²⁰⁵ る ²⁰⁶ 。観 ²⁰⁷ 光 ²⁰⁸ 実 ²⁰⁹ 務 ²¹⁰ の ²¹¹ 基 ²¹² 礎 ²¹³ と ²¹⁴ し ²¹⁵ て ²¹⁶ い ²¹⁷ る ²¹⁸ 。観 ²¹⁹ 光 ²²⁰ 実 ²²¹ 務 ²²² の ²²³ 基 ²²⁴ 礎 ²²⁵ と ²²⁶ し ²²⁷ て ²²⁸ い ²²⁹ る ²³⁰ 。観 ²³¹ 光 ²³² 実 ²³³ 務 ²³⁴ の ²³⁵ 基 ²³⁶ 礎 ²³⁷ と ²³⁸ し ²³⁹ て ²⁴⁰ い ²⁴¹ る ²⁴² 。観 ²⁴³ 光 ²⁴⁴ 実 ²⁴⁵ 務 ²⁴⁶ の ²⁴⁷ 基 ²⁴⁸ 礎 ²⁴⁹ と ²⁵⁰ し ²⁵¹ て ²⁵² い ²⁵³ る ²⁵⁴ 。観 ²⁵⁵ 光 ²⁵⁶ 実 ²⁵⁷ 務 ²⁵⁸ の ²⁵⁹ 基 ²⁶⁰ 礎 ²⁶¹ と ²⁶² し ²⁶³ て ²⁶⁴ い ²⁶⁵ る ²⁶⁶ 。観 ²⁶⁷ 光 ²⁶⁸ 実 ²⁶⁹ 務 ²⁷⁰ の ²⁷¹ 基 ²⁷² 礎 ²⁷³ と ²⁷⁴ し ²⁷⁵ て ²⁷⁶ い ²⁷⁷ る ²⁷⁸ 。観 ²⁷⁹ 光 ²⁸⁰ 実 ²⁸¹ 務 ²⁸² の ²⁸³ 基 ²⁸⁴ 礎 ²⁸⁵ と ²⁸⁶ し ²⁸⁷ て ²⁸⁸ い ²⁸⁹ る ²⁹⁰ 。観 ²⁹¹ 光 ²⁹² 実 ²⁹³ 務 ²⁹⁴ の ²⁹⁵ 基 ²⁹⁶ 礎 ²⁹⁷ と ²⁹⁸ し ²⁹⁹ て ³⁰⁰ い ³⁰¹ る ³⁰² 。観 ³⁰³ 光 ³⁰⁴ 実 ³⁰⁵ 務 ³⁰⁶ の ³⁰⁷ 基 ³⁰⁸ 礎 ³⁰⁹ と ³¹⁰ し ³¹¹ て ³¹² い ³¹³ る ³¹⁴ 。観 ³¹⁵ 光 ³¹⁶ 実 ³¹⁷ 務 ³¹⁸ の ³¹⁹ 基 ³²⁰ 礎 ³²¹ と ³²² し ³²³ て ³²⁴ い ³²⁵ る ³²⁶ 。観 ³²⁷ 光 ³²⁸ 実 ³²⁹ 務 ³³⁰ の ³³¹ 基 ³³² 礎 ³³³ と ³³⁴ し ³³⁵ て ³³⁶ い ³³⁷ る ³³⁸ 。観 ³³⁹ 光 ³⁴⁰ 実 ³⁴¹ 務 ³⁴² の ³⁴³ 基 ³⁴⁴ 礎 ³⁴⁵ と ³⁴⁶ し ³⁴⁷ て ³⁴⁸ い ³⁴⁹ る ³⁵⁰ 。観 ³⁵¹ 光 ³⁵² 実 ³⁵³ 務 ³⁵⁴ の ³⁵⁵ 基 ³⁵⁶ 礎 ³⁵⁷ と ³⁵⁸ し ³⁵⁹ て ³⁶⁰ い ³⁶¹ る ³⁶² 。観 ³⁶³ 光 ³⁶⁴ 実 ³⁶⁵ 務 ³⁶⁶ の ³⁶⁷ 基 ³⁶⁸ 礎 ³⁶⁹ と ³⁷⁰ し ³⁷¹ て ³⁷² い ³⁷³ る ³⁷⁴ 。観 ³⁷⁵ 光 ³⁷⁶ 実 ³⁷⁷ 務 ³⁷⁸ の ³⁷⁹ 基 ³⁸⁰ 礎 ³⁸¹ と ³⁸² し ³⁸³ て ³⁸⁴ い ³⁸⁵ る ³⁸⁶ 。観 ³⁸⁷ 光 ³⁸⁸ 実 ³⁸⁹ 務 ³⁹⁰ の ³⁹¹ 基 ³⁹² 礎 ³⁹³ と ³⁹⁴ し ³⁹⁵ て ³⁹⁶ い ³⁹⁷ る ³⁹⁸ 。観 ³⁹⁹ 光 ⁴⁰⁰ 実 ⁴⁰¹ 務 ⁴⁰² の ⁴⁰³ 基 ⁴⁰⁴ 礎 ⁴⁰⁵ と ⁴⁰⁶ し ⁴⁰⁷ て ⁴⁰⁸ い ⁴⁰⁹ る ⁴¹⁰ 。観 ⁴¹¹ 光 ⁴¹² 実 ⁴¹³ 務 ⁴¹⁴ の ⁴¹⁵ 基 ⁴¹⁶ 礎 ⁴¹⁷ と ⁴¹⁸ し ⁴¹⁹ て ⁴²⁰ い ⁴²¹ る ⁴²² 。観 ⁴²³ 光 ⁴²⁴ 実 ⁴²⁵ 務 ⁴²⁶ の ⁴²⁷ 基 ⁴²⁸ 礎 ⁴²⁹ と ⁴³⁰ し ⁴³¹ て ⁴³² い ⁴³³ る ⁴³⁴ 。観 ⁴³⁵ 光 ⁴³⁶ 実 ⁴³⁷ 務 ⁴³⁸ の ⁴³⁹ 基 ⁴⁴⁰ 礎 ⁴⁴¹ と ⁴⁴² し ⁴⁴³ て ⁴⁴⁴ い ⁴⁴⁵ る ⁴⁴⁶ 。観 ⁴⁴⁷ 光 ⁴⁴⁸ 実 ⁴⁴⁹ 務 ⁴⁵⁰ の ⁴⁵¹ 基 ⁴⁵² 礎 ⁴⁵³ と ⁴⁵⁴ し ⁴⁵⁵ て ⁴⁵⁶ い ⁴⁵⁷ る ⁴⁵⁸ 。観 ⁴⁵⁹ 光 ⁴⁶⁰ 実 ⁴⁶¹ 務 ⁴⁶² の ⁴⁶³ 基 ⁴⁶⁴ 礎 ⁴⁶⁵ と ⁴⁶⁶ し ⁴⁶⁷ て ⁴⁶⁸ い ⁴⁶⁹ る ⁴⁷⁰ 。観 ⁴⁷¹ 光 ⁴⁷² 実 ⁴⁷³ 務 ⁴⁷⁴ の ⁴⁷⁵ 基 ⁴⁷⁶ 礎 ⁴⁷⁷ と ⁴⁷⁸ し ⁴⁷⁹ て ⁴⁸⁰ い ⁴⁸¹ る ⁴⁸² 。観 ⁴⁸³ 光 ⁴⁸⁴ 実 ⁴⁸⁵ 務 ⁴⁸⁶ の ⁴⁸⁷ 基 ⁴⁸⁸ 礎 ⁴⁸⁹ と ⁴⁹⁰ し ⁴⁹¹ て ⁴⁹² い ⁴⁹³ る ⁴⁹⁴ 。観 ⁴⁹⁵ 光 ⁴⁹⁶ 実 ⁴⁹⁷ 務 ⁴⁹⁸ の ⁴⁹⁹ 基 ⁵⁰⁰ 礎 ⁵⁰¹ と ⁵⁰² し ⁵⁰³ て ⁵⁰⁴ い ⁵⁰⁵ る ⁵⁰⁶ 。観 ⁵⁰⁷ 光 ⁵⁰⁸ 実 ⁵⁰⁹ 務 ⁵¹⁰ の ⁵¹¹ 基 ⁵¹² 礎 ⁵¹³ と ⁵¹⁴ し ⁵¹⁵ て ⁵¹⁶ い ⁵¹⁷ る ⁵¹⁸ 。観 ⁵¹⁹ 光 ⁵²⁰ 実 ⁵²¹ 務 ⁵²² の ⁵²³ 基 ⁵²⁴ 礎 ⁵²⁵ と ⁵²⁶ し ⁵²⁷ て ⁵²⁸ い ⁵²⁹ る ⁵³⁰ 。観 ⁵³¹ 光 ⁵³² 実 ⁵³³ 務 ⁵³⁴ の ⁵³⁵ 基 ⁵³⁶ 礎 ⁵³⁷ と ⁵³⁸ し ⁵³⁹ て ⁵⁴⁰ い ⁵⁴¹ る ⁵⁴² 。観 ⁵⁴³ 光 ⁵⁴⁴ 実 ⁵⁴⁵ 務 ⁵⁴⁶ の ⁵⁴⁷ 基 ⁵⁴⁸ 礎 ⁵⁴⁹ と ⁵⁵⁰ し ⁵⁵¹ て ⁵⁵² い ⁵⁵³ る ⁵⁵⁴ 。観 ⁵⁵⁵ 光 ⁵⁵⁶ 実 ⁵⁵⁷ 務 ⁵⁵⁸ の ⁵⁵⁹ 基 ⁵⁶⁰ 礎 ⁵⁶¹ と ⁵⁶² し ⁵⁶³ て ⁵⁶⁴ い ⁵⁶⁵ る ⁵⁶⁶ 。観 ⁵⁶⁷ 光 ⁵⁶⁸ 実 ⁵⁶⁹ 務 ⁵⁷⁰ の ⁵⁷¹ 基 ⁵⁷² 礎 ⁵⁷³ と ⁵⁷⁴ し ⁵⁷⁵ て ⁵⁷⁶ い ⁵⁷⁷ る ⁵⁷⁸ 。観 ⁵⁷⁹ 光 ⁵⁸⁰ 実 ⁵⁸¹ 務 ⁵⁸² の ⁵⁸³ 基 ⁵⁸⁴ 礎 ⁵⁸⁵ と ⁵⁸⁶ し ⁵⁸⁷ て ⁵⁸⁸ い ⁵⁸⁹ る ⁵⁹⁰ 。観 ⁵⁹¹ 光 ⁵⁹² 実 ⁵⁹³ 務 ⁵⁹⁴ の ⁵⁹⁵ 基 ⁵⁹⁶ 礎 ⁵⁹⁷ と ⁵⁹⁸ し ⁵⁹⁹ て ⁶⁰⁰ い ⁶⁰¹ る ⁶⁰² 。観 ⁶⁰³ 光 ⁶⁰⁴ 実 ⁶⁰⁵ 務 ⁶⁰⁶ の ⁶⁰⁷ 基 ⁶⁰⁸ 礎 ⁶⁰⁹ と ⁶¹⁰ し ⁶¹¹ て ⁶¹² い ⁶¹³ る ⁶¹⁴ 。観 ⁶¹⁵ 光 ⁶¹⁶ 実 ⁶¹⁷ 務 ⁶¹⁸ の ⁶¹⁹ 基 ⁶²⁰ 礎 ⁶²¹ と ⁶²² し ⁶²³ て ⁶²⁴ い ⁶²⁵ る ⁶²⁶ 。観 ⁶²⁷ 光 ⁶²⁸ 実 ⁶²⁹ 務 ⁶³⁰ の ⁶³¹ 基 ⁶³² 礎 ⁶³³ と ⁶³⁴ し ⁶³⁵ て ⁶³⁶ い ⁶³⁷ る ⁶³⁸ 。観 ⁶³⁹ 光 ⁶⁴⁰ 実 ⁶⁴¹ 務 ⁶⁴² の ⁶⁴³ 基 ⁶⁴⁴ 礎 ⁶⁴⁵ と ⁶⁴⁶ し ⁶⁴⁷ て ⁶⁴⁸ い ⁶⁴⁹ る ⁶⁵⁰ 。観 ⁶⁵¹ 光 ⁶⁵² 実 ⁶⁵³ 務 ⁶⁵⁴ の ⁶⁵⁵ 基 ⁶⁵⁶ 礎 ⁶⁵⁷ と ⁶⁵⁸ し ⁶⁵⁹ て ⁶⁶⁰ い ⁶⁶¹ る ⁶⁶² 。観 ⁶⁶³ 光 ⁶⁶⁴ 実 ⁶⁶⁵ 務 ⁶⁶⁶ の ⁶⁶⁷ 基 ⁶⁶⁸ 礎 ⁶⁶⁹ と ⁶⁷⁰ し ⁶⁷¹ て ⁶⁷² い ⁶⁷³ る ⁶⁷⁴ 。観 ⁶⁷⁵ 光 ⁶⁷⁶ 実 ⁶⁷⁷ 務 ⁶⁷⁸ の ⁶⁷⁹ 基 ⁶⁸⁰ 礎 ⁶⁸¹ と ⁶⁸² し ⁶⁸³ て ⁶⁸⁴ い ⁶⁸⁵ る ⁶⁸⁶ 。観 ⁶⁸⁷ 光 ⁶⁸⁸ 実 ⁶⁸⁹ 務 ⁶⁹⁰ の ⁶⁹¹ 基 ⁶⁹² 礎 ⁶⁹³ と ⁶⁹⁴ し ⁶⁹⁵ て ⁶⁹⁶ い ⁶⁹⁷ る ⁶⁹⁸ 。観 ⁶⁹⁹ 光 ⁷⁰⁰ 実 ⁷⁰¹ 務 ⁷⁰² の ⁷⁰³ 基 ⁷⁰⁴ 礎 ⁷⁰⁵ と ⁷⁰⁶ し ⁷⁰⁷ て ⁷⁰⁸ い ⁷⁰⁹ る ⁷¹⁰ 。観 ⁷¹¹ 光 ⁷¹² 実 ⁷¹³ 務 ⁷¹⁴ の ⁷¹⁵ 基 ⁷¹⁶ 礎 ⁷¹⁷ と ⁷¹⁸ し ⁷¹⁹ て ⁷²⁰ い ⁷²¹ る ⁷²² 。観 ⁷²³ 光 ⁷²⁴ 実 ⁷²⁵ 務 ⁷²⁶ の ⁷²⁷ 基 ⁷²⁸ 礎 ⁷²⁹ と ⁷³⁰ し ⁷³¹ て ⁷³² い ⁷³³ る ⁷³⁴ 。観 ⁷³⁵ 光 ⁷³⁶ 実 ⁷³⁷ 務 ⁷³⁸ の ⁷³⁹ 基 ⁷⁴⁰ 礎 ⁷⁴¹ と ⁷⁴² し ⁷⁴³ て ⁷⁴⁴ い ⁷⁴⁵ る ⁷⁴⁶ 。観 ⁷⁴⁷ 光 ⁷⁴⁸ 実 ⁷⁴⁹ 務 ⁷⁵⁰ の ⁷⁵¹ 基 ⁷⁵² 礎 ⁷⁵³ と ⁷⁵⁴ し ⁷⁵⁵ て ⁷⁵⁶ い ⁷⁵⁷ る ⁷⁵⁸ 。観 ⁷⁵⁹ 光 ⁷⁶⁰ 実 ⁷⁶¹ 務 ⁷⁶² の ⁷⁶³ 基 ⁷⁶⁴ 礎 ⁷⁶⁵ と ⁷⁶⁶ し ⁷⁶⁷ て ⁷⁶⁸ い ⁷⁶⁹ る ⁷⁷⁰ 。観 ⁷⁷¹ 光 ⁷⁷² 実 ⁷⁷³ 務 ⁷⁷⁴ の ⁷⁷⁵ 基 ⁷⁷⁶ 礎 ⁷⁷⁷ と ⁷⁷⁸ し ⁷⁷⁹ て ⁷⁸⁰ い ⁷⁸¹ る ⁷⁸² 。観 ⁷⁸³ 光 ⁷⁸⁴ 実 ⁷⁸⁵ 務 ⁷⁸⁶ の ⁷⁸⁷ 基 ⁷⁸⁸ 礎 ⁷⁸⁹ と ⁷⁹⁰ し ⁷⁹¹ て ⁷⁹² い ⁷⁹³ る ⁷⁹⁴ 。観 ⁷⁹⁵ 光 ⁷⁹⁶ 実 ⁷⁹⁷ 務 ⁷⁹⁸ の ⁷⁹⁹ 基 ⁸⁰⁰ 礎 ⁸⁰¹ と ⁸⁰² し ⁸⁰³ て ⁸⁰⁴ い ⁸⁰⁵ る ⁸⁰⁶ 。観 ⁸⁰⁷ 光 ⁸⁰⁸ 実 ⁸⁰⁹ 務 ⁸¹⁰ の ⁸¹¹ 基 ⁸¹² 礎 ⁸¹³ と ⁸¹⁴ し ⁸¹⁵ て ⁸¹⁶ い ⁸¹⁷ る ⁸¹⁸ 。観 ⁸¹⁹ 光 ⁸²⁰ 実 ⁸²¹ 務 ⁸²² の ⁸²³ 基 ⁸²⁴ 礎 ⁸²⁵ と ⁸²⁶ し ⁸²⁷ て ⁸²⁸ い ⁸²⁹ る ⁸³⁰ 。観 ⁸³¹ 光 ⁸³² 実 ⁸³³ 務 ⁸³⁴ の ⁸³⁵ 基 ⁸³⁶ 礎 ⁸³⁷ と ⁸³⁸ し ⁸³⁹ て ⁸⁴⁰ い ⁸⁴¹ る ⁸⁴² 。観 ⁸⁴³ 光 ⁸⁴⁴ 実 ⁸⁴⁵ 務 ⁸⁴⁶ の ⁸⁴⁷ 基 ⁸⁴⁸ 礎 ⁸⁴⁹ と ⁸⁵⁰ し ⁸⁵¹ て ⁸⁵² い ⁸⁵³ る ⁸⁵⁴ 。観 ⁸⁵⁵ 光 ⁸⁵⁶ 実 ⁸⁵⁷ 務 ⁸⁵⁸ の ⁸⁵⁹ 基 ⁸⁶⁰ 礎 ⁸⁶¹ と ⁸⁶² し ⁸⁶³ て ⁸⁶⁴ い ⁸⁶⁵ る ⁸⁶⁶ 。観 ⁸⁶⁷ 光 ⁸⁶⁸ 実 ⁸⁶⁹ 務 ⁸⁷⁰ の ⁸⁷¹ 基 ⁸⁷² 礎 ⁸⁷³ と ⁸⁷⁴ し ⁸⁷⁵ て ⁸⁷⁶ い ⁸⁷⁷ る ⁸⁷⁸ 。観 ⁸⁷⁹ 光 ⁸⁸⁰ 実 ⁸⁸¹ 務 ⁸⁸² の ⁸⁸³ 基 ⁸⁸⁴ 礎 ⁸⁸⁵ と ⁸⁸⁶ し ⁸⁸⁷ て ⁸⁸⁸ い ⁸⁸⁹ る ⁸⁹⁰ 。観 ⁸⁹¹ 光 ⁸⁹² 実 ⁸⁹³ 務 ⁸⁹⁴ の ⁸⁹⁵ 基 ⁸⁹⁶ 礎 ⁸⁹⁷ と ⁸⁹⁸ し ⁸⁹⁹ て ⁹⁰⁰ い ⁹⁰¹ る ⁹⁰² 。観 ⁹⁰³ 光 ⁹⁰⁴ 実 ⁹⁰⁵ 務 ⁹⁰⁶ の ⁹⁰⁷ 基 ⁹⁰⁸ 礎 ⁹⁰⁹ と ⁹¹⁰ し ⁹¹¹ て ⁹¹² い ⁹¹³ る ⁹¹⁴ 。観 ⁹¹⁵ 光 ⁹¹⁶ 実 ⁹¹⁷ 務 ⁹¹⁸ の ⁹¹⁹ 基 ⁹²⁰ 礎 ⁹²¹ と ⁹²² し ⁹²³ て ⁹²⁴ い ⁹²⁵ る ⁹²⁶ 。観 ⁹²⁷ 光 ⁹²⁸ 実 ⁹²⁹ 務 ⁹³⁰ の ⁹³¹ 基 ⁹³² 礎 ⁹³³ と ⁹³⁴ し ⁹³⁵ て ⁹³⁶ い ⁹³⁷ る ⁹³⁸ 。観 ⁹³⁹ 光 ⁹⁴⁰ 実 ⁹⁴¹ 務 ⁹⁴² の ⁹⁴³ 基 ⁹⁴⁴ 礎 ⁹⁴⁵ と ⁹⁴⁶ し ⁹⁴⁷ て ⁹⁴⁸ い ⁹⁴⁹ る ⁹⁵⁰ 。観 ⁹⁵¹ 光 ⁹⁵² 実 ⁹⁵³ 務 ⁹⁵⁴ の ⁹⁵⁵ 基 ⁹⁵⁶ 礎 ⁹⁵⁷ と ⁹⁵⁸ し ⁹⁵⁹ て ⁹⁶⁰ い ⁹⁶¹ る ⁹⁶² 。観 ⁹⁶³ 光 ⁹⁶⁴ 実 ⁹⁶⁵ 務 ⁹⁶⁶ の ⁹⁶⁷ 基 ⁹⁶⁸ 礎 ⁹⁶⁹ と ⁹⁷⁰ し ⁹⁷¹ て ⁹⁷² い ⁹⁷³ る ⁹⁷⁴ 。観 ⁹⁷⁵ 光 ⁹⁷⁶ 実 ⁹⁷⁷ 務 ⁹⁷⁸ の ⁹⁷⁹ 基 ⁹⁸⁰ 礎 ⁹⁸¹ と ⁹⁸² し ⁹⁸³ て ⁹⁸⁴ い ⁹⁸⁵ る ⁹⁸⁶ 。観 ⁹⁸⁷ 光 ⁹⁸⁸ 実 ⁹⁸⁹ 務 ⁹⁹⁰ の ⁹⁹¹ 基 ⁹⁹² 礎 ⁹⁹³ と ⁹⁹⁴ し ⁹⁹⁵ て ⁹⁹⁶ い ⁹⁹⁷ る ⁹⁹⁸ 。観 ⁹⁹⁹ 光 ¹⁰⁰⁰ 実 ¹⁰⁰¹ 務 ¹⁰⁰² の ¹⁰⁰³ 基 ¹⁰⁰⁴ 礎 ¹⁰⁰⁵ と ¹⁰⁰⁶ し ¹⁰⁰⁷ て ¹⁰⁰⁸ い ¹⁰⁰⁹ る ¹⁰¹⁰ 。観 ¹⁰¹¹ 光 ¹⁰¹² 実 ¹⁰¹³ 務 ¹⁰¹⁴ の ¹⁰¹⁵ 基 ¹⁰¹⁶ 礎 ¹⁰¹⁷ と ¹⁰¹⁸ し ¹⁰¹⁹ て ¹⁰²⁰ い ¹⁰²¹ る ¹⁰²² 。観 ¹⁰²³ 光 ¹⁰²⁴ 実 ¹⁰²⁵ 務 ¹⁰²⁶ の ¹⁰²⁷ 基 ¹⁰²⁸ 礎 ¹⁰²⁹ と ¹⁰³⁰ し ¹⁰³¹ て ¹⁰³² い ¹⁰³³ る ¹⁰³⁴ 。観 ¹⁰³⁵ 光 ¹⁰³⁶ 実 ¹⁰³⁷ 務 ¹⁰³⁸ の ¹⁰³⁹ 基 ¹⁰⁴⁰ 礎 ¹⁰⁴¹ と ¹⁰⁴² し ¹⁰⁴³ て ¹⁰⁴⁴ い ¹⁰⁴⁵ る ¹⁰⁴⁶ 。観 ¹⁰⁴⁷ 光 ¹⁰⁴⁸ 実 ¹⁰⁴⁹ 務 ¹⁰⁵⁰ の ¹⁰⁵¹ 基 ¹⁰⁵² 礎 ¹⁰⁵³ と ¹⁰⁵⁴ し ¹⁰⁵⁵ て ¹⁰⁵⁶ い ¹⁰⁵⁷ る ¹⁰⁵⁸ 。観 ¹⁰⁵⁹ 光 ¹⁰⁶⁰ 実 ¹⁰⁶¹ 務 ¹⁰⁶² の ¹⁰⁶³ 基 ¹⁰⁶⁴ 礎 ¹⁰⁶⁵ と ¹⁰⁶⁶ し ¹⁰⁶⁷ て ¹⁰⁶⁸ い ¹⁰⁶⁹ る ¹⁰⁷⁰ 。観 ¹⁰⁷¹ 光 ¹⁰⁷² 実 ¹⁰⁷³ 務 ¹⁰⁷⁴ の ¹⁰⁷⁵ 基 ¹⁰⁷⁶ 礎 ¹⁰⁷⁷ と ¹⁰⁷⁸ し ¹⁰⁷⁹ て ¹⁰⁸⁰ い ¹⁰⁸¹ る ¹⁰⁸² 。観 ¹⁰⁸³ 光 ¹⁰⁸⁴ 実 ¹⁰⁸⁵ 務 ¹⁰⁸⁶ の ¹⁰⁸⁷ 基 ¹⁰⁸⁸ 礎 ¹⁰⁸⁹ と ¹⁰⁹⁰ し ¹⁰⁹¹ て ¹⁰⁹² い ¹⁰⁹³ る ¹⁰⁹⁴ 。観 ¹⁰⁹⁵ 光 ¹⁰⁹⁶ 実 ¹⁰⁹⁷ 務 ¹⁰⁹⁸ の ¹⁰⁹⁹ 基 ¹¹⁰⁰ 礎 ¹¹⁰¹ と ¹¹⁰² し ¹¹⁰³ て ¹¹⁰⁴ い ¹¹⁰⁵ る ¹¹⁰⁶ 。観 ¹¹⁰⁷ 光 ¹¹⁰⁸ 実 ¹¹⁰⁹ 務 ¹¹¹⁰ の ¹¹¹¹ 基 ¹¹¹² 礎 ¹¹¹³ と ¹¹¹⁴ し ¹¹¹⁵ て ¹¹¹⁶ い ¹¹¹⁷ る ¹¹¹⁸ 。観 ¹¹¹⁹ 光 ¹¹²⁰ 実 ¹¹²¹ 務 ¹¹²² の ¹¹²³ 基 ¹¹²⁴ 礎 ¹¹²⁵ と ¹¹²⁶ し ¹¹²⁷ て ¹¹²⁸ い ¹¹²⁹ る ¹¹³⁰ 。観 ¹¹³¹ 光 ¹¹³² 実 ¹¹³³ 務 ¹¹³⁴ の ¹¹³⁵ 基 ¹¹³⁶ 礎 ¹¹³⁷ と ¹¹³⁸ し ¹¹³⁹ て ¹¹⁴⁰ い ¹¹⁴¹ る ¹¹⁴² 。観 ¹¹⁴³ 光 ¹¹⁴⁴ 実 ¹¹⁴⁵ 務 ¹¹⁴⁶ の ¹¹⁴⁷ 基 ¹¹⁴⁸ 礎 ¹¹⁴⁹ と ¹¹⁵⁰ し ¹¹⁵¹ て ¹¹⁵² い ¹¹⁵³ る ¹¹⁵⁴ 。観 ¹¹⁵⁵ 光 ¹¹⁵⁶ 実 ¹¹⁵⁷ 務 ¹¹⁵⁸ の ¹¹⁵⁹ 基 ¹¹⁶⁰ 礎 ¹¹⁶¹ と ¹¹⁶² し ¹¹⁶³ て ¹¹⁶⁴ い ¹¹⁶⁵ る ¹¹⁶⁶ 。観 ¹¹⁶⁷ 光 ¹¹⁶⁸ 実 ¹¹⁶⁹ 務 ¹¹⁷⁰ の ¹¹⁷¹ 基 ¹¹⁷² 礎 ¹¹⁷³ と ¹¹⁷⁴ し ¹¹⁷⁵ て ¹¹⁷⁶ い ¹¹⁷⁷ る ¹¹⁷⁸ 。観 ¹¹⁷⁹ 光 ¹¹⁸⁰ 実 ¹¹⁸¹ 務 ¹¹⁸² の ¹¹⁸³ 基 ¹¹⁸⁴ 礎 ¹¹⁸⁵ と ¹¹⁸⁶ し ¹¹⁸⁷ て ¹¹⁸⁸ い ¹¹⁸⁹ る ¹¹⁹⁰ 。観 ¹¹⁹¹ 光 ¹¹⁹² 実 ¹¹⁹³ 務 ¹¹⁹⁴ の ¹¹⁹⁵ 基 ¹¹⁹⁶ 礎 ¹¹⁹⁷ と ¹¹⁹⁸ し ¹¹⁹⁹ て ¹²⁰⁰ い ¹				

観光実務士資格認定規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第2項の規定により、観光実務士の資格教育課程の認定及び資格認定証の授与に関する必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 資格教育課程

(資格教育課程の認定)

第2条 本協会が有する資格認定証の授与を受けようとする大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）は、本協会の会員校として入会し、併せて本協会が定める資格教育課程の認定を予め受けなければならない。

2 資格教育課程編成等に変更が生じる場合には、必要に応じ変更届を提出し、認定を受けなければならない。

(資格教育課程)

第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。

2 資格教育課程は、本協会が学修領域ごとに定める資格到達目標を達成できるように教育課程を編成しなければならない。詳しくは「資格ガイドライン」の内容に準拠するものとする。

3 資格教育課程の開設は、原則として大学又は学部・学科単位で行う。

4 資格教育課程については、学則又は別途の規程もしくは細則において定める。

(教員の配置)

第4条 教員の配置は、次の各号によるものとする。

(1) 当該資格教育課程の必修科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。ただし、必修科目に専任教員が得られない場合は、当分の間、選択科目に専任教員を1名以上配置する。この号においては学内兼任を専任とみなす。

(2) 前項に掲げる専任教員（複数の場合は、代表として1名）については、履歴書及び観光実務教育に関する教育研究業績調書（実務実績を含む。）等を提出しなければならない。また、教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。

(3) 当該資格教育課程を統括するため資格教育課程責任者として専任教員1名を配置する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、観光実務教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、観光実務教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材も保有するものとする。

(実情調査)

第7条 本協会は、教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格教育課程の認定を取消すことがある。

(資格教育課程等の自己点検チェックリストによる調査)

第8条 本協会は、資格教育課程等認定後、会員校の資格教育課程の自己点検により質の向上を図るため、隔年度「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査を行い、会員校は、その調査結果を本協会に報告しなければならない。

(資格教育課程の認定申請・変更申請)

第9条 資格教育課程の認定申請手続、資格教育課程編成等の変更申請の手続については、資格教育課程認定申請手続要項に定める。

第3章 資格の授与

(資格の授与)

第10条 本協会は、この規程に定める要件を満たした者に観光実務士の資格を授与する。

(資格授与要件)

第11条 観光実務士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学において、本協会が定める領域ごとに、開発能力の主たるものを含め、資格到達目標を達成しなければならない。達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、次表に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

領域・資格到達目標の区分		開発能力	必修修得 単位数	総修得 単位数
領域 1	観光実務の基礎となる“観光とは何か”などについて理解し、観光と社会・人間生活との関わりについて広く学ぶ力を身につけ、主として観光関連業界で働くために必要な基礎能力を修得している。	・観光の概念についての理解 ・観光と社会や人間生活との関わりについての理解 ・観光実務の基本となる汎用的能力とその活用力	2単位以上	20単位 以上
領域 2	観光実務に関する専門知識・スキルを修得し、変化する観光ビジネス環境に対応する力を身につけている。	・観光ビジネス業界の専門的理解 ・観光ビジネスの専門知識・スキルの修得と活用力 ・観光ビジネス実務力の理解と活用	4単位以上	
領域 3	観光ビジネスの専門知識やスキル、大学における幅広い学びの内容を活かす総合的実践力を備え、スペシャリストとして学びを継続する重要性を理解している。	・観光実務の総合的実践力 ・実践活動における学びの継続力	2単位以上	

- 2 大学及び大学以外の施設（大学附置教育センター、高等学校、企業等）における学修のうち到達目標を達成するためのものとして大学が認定するものは資格の単位として取り扱うことができる。
- 3 第1項に定める所定の単位を修得した者は、本協会が「資格ガイドライン」に定める到達目標達成度評価制度に基づき自己評価（到達目標達成度評価）を行うものとする。
- 4 大学が科目等履修生の資格取得を認める場合は、大学が定める資格教育課程を履修し、到達目標達成度評価を行った者に対して資格を授与する。

（資格授与の申請）

第12条 観光実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

- 2 資格認定証の申請手続は別に定める。

（資格授与申請年度等）

第13条 前条の申請は、本協会が資格教育課程を認定した年度以降、第11条に定める要件を満たした者から適用する。

- 2 申請の期限は、毎年7月末日又は11月末日とし、資格認定証は単位修得結果の確定後、当該申請大学の学長に送付する。

（資格授与の申請費用）

第14条 資格授与の申請に要する費用は、一件あたり5,500円（税抜額5,000円）とする。

- 2 資格を申請し、申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得できなかった者は、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を新たに徴収せずに、資格認定証を授与する。

（資格の使用）

第15条 観光実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

（資格認定証の様式）

第16条 資格認定証の様式は、別に定める。

（証明書の発行）

第17条 資格認定証を授与された者が授与証明を希望する場合は、資格（称号）授与証明書を発行する。

- 2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円（税抜額1,000円）とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月28日（消費税法の改正公布日）から施行し、平成31年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2018年12月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定については、2019年10月1日から7,700円（税抜額7,000円）、2020年4月1日から5,500円（税抜額5,000円）とし、第17条第2項の規定は、2019年10月1日から適用する。
- 3 この規程改正前に観光ビジネス実務士の資格を授与された者は、引き続きその資格名を使用するものとする。
- 4 この規程改正前に資格教育課程の認定を受けている大学は、2019年7月25日までに本協会の定める到達目標達成度評価制度の導入の有無を選択して資格教育課程編成確認届を提出し、本協会の確認を受けなければならない。これにより協会の確認を受けた場合には、第2条第2項に定める観光実務士の資格の教育課程の変更承認を受けたものとみなす。この場合にあっては、第11条の規定にかかわらず、原則として2023年3月31日までは改正前の資格の取得の要件の定めるところによることができる。その後の申請手続については第2条第2項に定めるところによる。
- 5 前項による資格認定証の申請手続、申請費用については、第12条から第17条に定めるところによる。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び第4項の到達目標達成度評価の規定は、直ちに実施することが困難な場合は、本協会に申し出ることにより、当分の間この適用を猶予する。

附 則

この規程は、2023年9月15日から施行する。

資格ガイドライン・規程

発 行 2020 年 12 月 1 日

発行所 一般財団法人全国大学実務教育協会

〒 102-0074

東京都千代田区九段南四丁目 2-12

第三東郷パークビル 2 階

電話 03-5226-7288

FAX 03-3263-8633

E-mail jaucb@jaucb.gr.jp

URL <https://www.jaucb.gr.jp>

